

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 17 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（徴収金額） 第3条 事務手数料は、次の各号並びに別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる額とする。 (1) ……略…… (2) 公文書類の謄本等の交付 ア 住民基本台帳に係るもの 1通につき<u>300円</u> イ及びウ ……略…… エ その他のもの 1枚につき<u>300円</u> (3) 証明 ア 公課及び土地等に係るもの 1通につき<u>300円</u> イ その他のもの 1枚につき<u>300円</u> 2 ……略…… <u>3 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（以下「移動端末設備」という。）を使用</u>	（徴収金額） 第3条 事務手数料は、次の各号並びに別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる額とする。 (1) ……略…… (2) 公文書類の謄本等の交付 ア 住民基本台帳に係るもの 1通につき<u>200円</u> イ及びウ ……略…… エ その他のもの 1枚につき<u>200円</u> (3) 証明 ア 公課及び土地等に係るもの 1通につき<u>200円</u> イ その他のもの 1枚につき<u>200円</u> 2 ……略……

して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 住民票の写し 1通につき150円

(2) 戸籍の附票の写し 1通につき150円

(3) 印鑑の登録証明に係るもの 1通につき150円

(4) 公課（市民税、都民税及び森林環境税に係るものに限る。）に係るもの 1通につき150円

附 則

1 及び 2 ……略……

附 則

1 及び 2 ……略……

3 平成31年度から令和5年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 住民票の写し 1通につき150円

(2) 印鑑登録証明書 1通につき150円

(3) 課税（非課税）証明書 1通につき150円

(4) 戸籍の附票の写し 1通につき150円

4 令和6年度において、前項に規定する個人番号カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 住民票の写し 1通につき10円

(2) 印鑑登録証明書 1通につき10円

(3) 課税（非課税）証明書 1通につき10円

(4) 戸籍の附票の写し 1通につき10円

(5) 戸籍証明書 1通につき10円

別表第1（第2条・第3条関係）

番号	事務	名称	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本交付手数料又は戸籍証明書交付手数料	1通につき 450円 <u>（個人番号カード又は移動端末設備を使用して、多機能端末機により交付する場合にあっては、1通につき300円）</u>
2 ～ 16	……略……	……略……	……略……
17	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部

別表第1（第2条・第3条関係）

番号	事務	名称	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本交付手数料又は戸籍証明書交付手数料	1通につき 450円
2 ～ 16	……略……	……略……	……略……
17	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基

分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額)

ア 30平方メートル以内

づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額)

ア 30平方メートル以内

			のもの 1件につき 6,900円 イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 13,000円 ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 21,000円 エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 25,000円 オ～ケ ……略……			のもの 1件につき 5,600円 イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき 9,400円 ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき 14,000円 エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき 19,000円 オ～ケ ……略……	
17の 2	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗	17の 2	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗

			じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額）				じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額）
17の 3	……略……	……略……	移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合	17の 3	……略……	……略……	移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合

			計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額）				計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額）
17の 4	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が	17の 4	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、17の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づ

			含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額)				き、 <u>特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、21又は22の項に掲げる額の手数料を加えた額)</u>
18	削除			18	<u>建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査</u>	<u>特定建築基準適合審査手数料</u>	<u>特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額</u> <u>ア 1,000平方メートル以内のもの 1件につき</u> 156,000円 <u>イ 1,000平方メートル</u>

							<u>を</u> <u>超え、2,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>1</u> <u>件につき</u> <u>209,000円</u>
							<u>ウ</u> <u>2,000平方メートル</u> <u>を</u> <u>超え、10,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>1</u> <u>件につき</u> <u>240,000円</u>
							<u>エ</u> <u>10,000平方メートル</u> <u>を</u> <u>超え、50,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>1</u> <u>件につき</u> <u>319,000円</u>
							<u>オ</u> <u>50,000平方メートル</u> <u>を</u> <u>超えるもの</u> <u>1</u> <u>件に</u> <u>つき</u> <u>587,000円</u>
19 ↳ 24	略.....	略.....	略.....	19 ↳ 24	略.....	略.....	略.....

25	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額） ア 30平方メートル以内のもの 1件につき <u>15,000円</u> イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>17,000円</u> ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>25,000円</u>	25	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、27又は31の項に掲げる額の手数料を加えた額） ア 30平方メートル以内のもの 1件につき <u>11,000円</u> イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>12,000円</u> ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>16,000円</u>
----	-------	-------	--	----	-------	-------	--

			エ 200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの 1 件に つき 31,000円 オ～ケ ……略……				エ 200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの 1 件に つき 23,000円 オ～ケ ……略……
26 }	……略……	……略……	……略……	26 }	……略……	……略……	……略……
28				28			
29	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積 の合計に応じ、次に掲げ る額（申請に建築基準法 第87条の4に規定する昇 降機に係る部分が含まれ る場合においては、当該 昇降機1基について、27 又は31の項に掲げる額の 手数料を加えた額） ア 30平方メートル以内 のもの 1 件につき 12,000円	29	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積 の合計に応じ、次に掲げ る額（申請に建築基準法 第87条の4に規定する昇 降機に係る部分が含まれ る場合においては、当該 昇降機1基について、27 又は31の項に掲げる額の 手数料を加えた額） ア 30平方メートル以内 のもの 1 件につき 9,900円

			イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>16,000円</u> ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>23,000円</u> エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき <u>29,000円</u> オ～ケ ……略……				イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき <u>11,000円</u> ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1件につき <u>15,000円</u> エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1件につき <u>21,000円</u> オ～ケ ……略……
30 } 35	……略……	……略……	……略……	30 } 35	……略……	……略……	……略……
35の 2	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げ	35の 2	……略……	……略……	建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げ

る額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）

ア 30平方メートル以内
のもの 1件につき

6,900円

イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき

る額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）

ア 30平方メートル以内
のもの 1件につき

5,600円

イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1件につき

			<u>13,000円</u> ウ 100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの 1件に つき <u>21,000円</u> エ 200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの 1件に つき <u>25,000円</u> オ～ケ ……略……			<u>9,400円</u> ウ 100平方メートルを 超え、200平方メー トル以内のもの 1件に つき <u>14,000円</u> エ 200平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの 1件に つき <u>19,000円</u> オ～ケ ……略……
35の 2の 2	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の 床面積に100分の50を乗 じて得た面積（床面積の 増加する部分にあって は、当該増加する部分の 床面積）の合計に応じ、 35の2の項に掲げる額 （通知に係る計画に建築 基準法第87条の4に規定 する昇降機に係る部分が	35の 2の 2	……略……	計画の変更に係る部分の 床面積に100分の50を乗 じて得た面積（床面積の 増加する部分にあって は、当該増加する部分の 床面積）の合計に応じ、 35の2の項に掲げる額 （通知に係る計画に建築 基準法第18条第5項た だし書の規定に基づき、特

			含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)				<u>定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)</u>
35の 2の 3	……略……	……略……	移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は	35の 2の 3	……略……	……略……	移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、 <u>特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合</u>

			35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)				審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)
35の2の4	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）	35の2の4	……略……	……略……	計画の変更に係る部分の床面積に100分の50を乗じて得た面積の合計に応じ、35の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、 <u>特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに35の3の項に掲げる額の手数料を加えた額、</u>

						同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)
35の 3	削除			35の 3	<u>建築基準法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査</u> <u>特定建築基準適合審査手数料</u>	<u>特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額</u> <u>ア 1,000平方メートル以内のもの 1件につき</u> <u>156,000円</u> <u>イ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1件につき</u> <u>209,000円</u> <u>ウ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メ</u>

							<u>一トル以内のもの 1</u> <u>件につき</u> <u>240,000円</u> <u>エ 10,000平方メートル</u> <u>を超え、50,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの 1</u> <u>件につき</u> <u>319,000円</u> <u>オ 50,000平方メートル</u> <u>を超えるもの 1 件に</u> <u>つき</u> <u>587,000円</u>
35の 4 } 35の 7	略.....	略.....	略.....	35の 4 } 35の 7	略.....	略.....	略.....
35の 8	略.....	略.....	工事完了通知 1 件につ き、建築に係る部分の床 面積の合計に応じ、次に 掲げる額（通知に建築基	35の 8	略.....	略.....	工事完了通知 1 件につ き、建築に係る部分の床 面積の合計に応じ、次に 掲げる額（通知に建築基

		準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について35の10又は35の14の項に掲げる額の手数料を加えた額) ア <u>30平方メートル以内のもの</u> <u>15,000円</u> イ <u>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> <u>17,000円</u> ウ <u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>25,000円</u> エ <u>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>			準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について35の10又は35の14の項に掲げる額の手数料を加えた額) (ア) <u>30平方メートル以内のもの</u> <u>11,000円</u> (イ) <u>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> <u>12,000円</u> (ウ) <u>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>16,000円</u> (エ) <u>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u>
--	--	---	--	--	---

			31,000円				23,000円
			オ 500平方メートルを 超え、1,000平方メー トル以内のもの				(オ) 500平方メートルを 超え、1,000平方メー トル以内のもの
			37,000円				37,000円
			カ 1,000平方メートル を超え、2,000平方メ ートル以内のもの				(カ) 1,000平方メートル を超え、2,000平方メ ートル以内のもの
			52,000円				52,000円
			キ 2,000平方メートル を超え、10,000平方メ ートル以内のもの				(キ) 2,000平方メートル を超え、10,000平方メ ートル以内のもの
			124,000円				124,000円
			ク 10,000平方メートル を超え、50,000平方メ ートル以内のもの				(ク) 10,000平方メー トルを超え、50,000平方 メートル以内のもの
			199,000円				199,000円
			ケ 50,000平方メートル を超えるもの				(ケ) 50,000平方メー トルを超えるもの
			396,000円				396,000円

35の 9 }	略.....	略.....	略.....	35の 9 }	略.....	略.....	略.....
35の 11				35の 11			
35の 12	略.....	略.....	工事完了通知 1 件につき、建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 35の10又は35の14の項に掲げる額の手数料を加えた額） ア <u>30平方メートル以内のもの</u> 12,000円 イ <u>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> 16,000円	35の 12	略.....	略.....	工事完了通知 1 件につき、建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に建築基準法第87条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機 1 基について 35の10又は35の14の項に掲げる額の手数料を加えた額） (ア) <u>30平方メートル以内のもの</u> 9,900円 (イ) <u>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> 11,000円

ウ 100平方メートルを
超え、200平方メー
トル以内のもの

23,000円

エ 200平方メートルを
超え、500平方メー
トル以内のもの

29,000円

オ 500平方メートルを
超え、1,000平方メー
トル以内のもの

36,000円

カ 1,000平方メートル
を超え、2,000平方メ
ートル以内のもの

49,000円

キ 2,000平方メートル
を超え、10,000平方メ
ートル以内のもの

115,000円

(ウ) 100平方メートルを
超え、200平方メー
トル以内のもの

15,000円

(エ) 200平方メートルを
超え、500平方メー
トル以内のもの

21,000円

(オ) 500平方メートルを
超え、1,000平方メー
トル以内のもの

36,000円

(カ) 1,000平方メートル
を超え、2,000平方メ
ートル以内のもの

49,000円

(キ) 2,000平方メートル
を超え、10,000平方メ
ートル以内のもの

115,000円

			<u>ク 10,000平方メートル を超え、50,000平方メ ートル以内のもの</u> <u>186,000円</u> <u>ケ 50,000平方メートル を超えるもの</u> <u>383,000円</u>				<u>(ク) 10,000平方メート ルを超え、50,000平方 メートル以内のもの</u> <u>186,000円</u> <u>(ケ) 50,000平方メート ルを超えるもの</u> <u>383,000円</u>
35の 13 及び 35の 14	略.....	略.....	略.....	35の 13 及び 35の 14	略.....	略.....	略.....
35の 15	略.....	略.....	特定工程工事終了通知 1 件につき、中間検査を行 う部分の床面積の合計に 応じ、次に掲げる額（通 知に建築基準法第87条の 4に規定する昇降機に係 る部分が含まれる場合 においては、当該昇降機 1 基について35の16の項に 掲げる額の手数料を加え た額）	35の 15	略.....	略.....	特定工程工事終了通知 1 件につき、中間検査を行 う部分の床面積の合計に 応じ、次に掲げる額（通 知に建築基準法第87条の 4に規定する昇降機に係 る部分が含まれる場合 においては、当該昇降機 1 基について35の16の項に 掲げる額の手数料を加え た額）

		<u>ア 30平方メートル以内のもの</u> <u>9,900円</u>			<u>(7) 30平方メートル以内のもの</u> <u>9,900円</u>
		<u>イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> <u>11,000円</u>			<u>(イ) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> <u>11,000円</u>
		<u>ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>15,000円</u>			<u>(ウ) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</u> <u>15,000円</u>
		<u>エ 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>21,000円</u>			<u>(エ) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>21,000円</u>
		<u>オ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>34,000円</u>			<u>(オ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u> <u>34,000円</u>
		<u>カ 1,000平方メートル</u>			<u>(カ) 1,000平方メートル</u>

			<u>を超え、2,000平方メートル以内のもの</u> 46,000円 <u>キ 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> 104,000円 <u>ク 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u> 167,000円 <u>ケ 50,000平方メートルを超えるもの</u> 341,000円			<u>を超え、2,000平方メートル以内のもの</u> 46,000円 <u>(キ) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u> 104,000円 <u>(ク) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u> 167,000円 <u>(ケ) 50,000平方メートルを超えるもの</u> 341,000円
35の 16 } 70の 3	略.....	略.....	略.....	35の 16 } 70の 3	略.....	略.....
71	略.....	略.....	次の(1)及び(2)に掲げる	71	略.....	次の(1)及び(2)に掲げる

			場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に			場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に
--	--	--	--	--	--	--

			建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額) (1)及び(2) ……略……				<u>特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)</u> (1)及び(2) ……略……
72	……略……	……略……	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に100分の50を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を	72	……略……	……略……	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に100分の50を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を

			受けたものである場合においては、71の項(1)の アの(ア)から(ケ)まで又は イの(ア)から(ケ)までに掲 げる額（当該住宅が一戸 建ての住宅の場合におい ては、71の項(1)のアの (ア)又はイの(ア)に掲げる 額）、当該計画が住宅を 増築し、若しくは改築す る際に認定を受けたもの 又は当該住宅について建 築行為を行わずに認定を 受けたものである場合に おいては、71の項(2)の アの(ア)から(ケ)まで又は イの(ア)から(ケ)までに掲 げる額（当該住宅が一戸 建ての住宅の場合におい ては、71の項(2)のアの (ア)又はイの(ア)に掲げる 額）（申請に併せて長期 優良住宅の普及の促進に 関する法律第8条第2項 において準用する同法第				受けたものである場合において は、71の項(1)の アの(ア)から(ケ)まで又は イの(ア)から(ケ)までに掲 げる額（当該住宅が一戸 建ての住宅の場合におい ては、71の項(1)のアの (ア)又はイの(ア)に掲げる 額）、当該計画が住宅を 増築し、若しくは改築す る際に認定を受けたもの 又は当該住宅について建 築行為を行わずに認定を 受けたものである場合に おいては、71の項(2)の アの(ア)から(ケ)まで又は イの(ア)から(ケ)までに掲 げる額（当該住宅が一戸 建ての住宅の場合におい ては、71の項(2)のアの (ア)又はイの(ア)に掲げる 額）（申請に併せて長期 優良住宅の普及の促進に 関する法律第8条第2項 において準用する同法第
--	--	--	---	--	--	--	--

			6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に <u>特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額</u> 、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）
73 } 78	……略……	……略……	……略……	73 } 78	……略……	……略……	……略……

別表第2（第2条・第3条関係）

事務	名称及び額			
1 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 （平 成24 年法 律第 84 号） 第54 条第 1項 の規 定に 基づ	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料			
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該申出に係る建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			
	(1) 申 請 に 併 せ て 市 長 が 指 定 す る 者 （ 以 下 「 適	ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途 に供する部分を有しないものに限る。以 下同じ。）		5,800円
	イ	(ア) 住 宅 部 分 （ 建 築 物 エ ネ ル ギ	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの	11,300円
	ア 以 外 の 建 築 物		当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	23,800円

別表第2（第2条・第3条関係）

事務	名称及び額			
1 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 （平 成24 年法 律第 84 号） 第54 条第 1項 の規 定に 基づ く低	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料			
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該申出に係る建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			
	(1) 申 請 に 併 せ て 市 長 が 指 定 す る 者 （ 以	ア 一戸建て住宅（人の居住以外の用途 に供する部分を有しないものに限る。以 下同じ。）		4,700円
	イ	(ア) 住 戸 の 部 分 （ 人 の 居	建築物の総戸数が1戸の もの	4,700円
	共同 住宅 等 （共 同住		建築物の総戸数が2戸以 上5戸以下のもの	9,400円
			建築物の総戸数が6戸以	16,000円

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	合 性 確 認 機 関 』 とい う。) が 作 成 し た 都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 する 法 律 第 54 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 適	一 消 費 性 能 基 準 等 を 定 め る 省 令 (平 成 28 年 経 済 産 業 省 ・ 国 土 交 通 省 令 第 1 号 。 以 下 「 省 令 」 とい う。) 第 1 条	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円	炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	下 「 適 合 性 確 認 機 関 』 とい う。) が 作 成 し た 都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 する 法 律 第 54 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る	宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	住 の 用 途 に 供 する 部 分 に 限 る 。 以 下 同 じ 。)	上10戸以下のもの	
									建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円					建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
									建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円
									建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円
								(イ) 共 用 部 分 (住 宅 の	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
									当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え	16,000円

合 して いる ことを 示す 書類 が 提出 された 場合	第 2 項 に 規定 する 住宅 部分 を い う。 以下 同 じ。			基 準 に 適 合 し て いる ことを 示す 書類 が 提出 された 場合	用 途 に 供 する 共 用 廊 下、 共 用 階 段 そ の 他 共 用 部 分 を い う。 以下 同 じ。	1,000平方メートル以内の もの 当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以内 のもの 当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以内 のもの 当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル以 内のもの 当該部分の床面積の合計 が10,000平方メートルを 超え25,000平方メートル 以内のもの	26,000円 80,000円 126,000円 160,000円
	(イ) 非 住 宅 部 分 (省 令 第 1 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 する	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの	11,300円				
		当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	19,500円				
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以 上2,000平方メートル未 満のもの	31,600円				

		非住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		94,300円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		188,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		235,000円
(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		20,700円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		22,200円

			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		200,000円
(ウ) 非住宅の部分 (住戸の部分及び共用部分以外の部分を含む。以下同じ。)			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		9,300円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		16,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		26,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		80,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		126,000円

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）を省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び2の項並びに別表								建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円			
								建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円			
								(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合	21,000円	
										誘導仕様基準以外による場合	35,000円	
									イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準によ建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円
											建築物の総戸数が2戸以上5戸以下	39,000円

合	の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
	建築物の総戸数が	508,000円

[illegible]

場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円	(ウ) 非住宅の部分	内のもの	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の	449,000円		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	546,000円

		もの				もの	
(イ) 非住宅部分	モデル建築物 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1))	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円		ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	361,000円			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
						建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
						建築物の延べ面積が2,000	546,000円

べきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。2の項並びに別表第3の4の項及び

第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項	ア 一戸建て住宅		3,300円
	イ 共同住宅等	(ア) 住戸の部分	
		建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円

				5の項において同じ。)による場合			各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		建築物の総戸数が301戸以上のもの	平方メートル
					標準入力法等 (実際の設計仕様の条	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの				
						266,000円				
						当該部分の床面積の合計が300平方				
						334,000円		(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
									当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
									当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超	18,000円

件を
基に
算定
した
一次
エネ
ルギ
ー消
費量
及び
屋内
周囲
空間
の年
間熱
負荷
を用
いて
評価
する
方法
をい
う。
2の
項並

メートル以上
1,000平方メート
ル未満のもの

当該部分の床面積
の合計が1,000平
方メートル以上
2,000平方メート
ル未満のもの

当該部分の床面積
の合計が2,000平
方メートル以上
5,000平方メート
ル未満のもの

当該部分の床面積
の合計が5,000平
方メートル以上
10,000平方メート
ル未満のもの

当該部分の床面積
の合計が10,000平
方メートル以上
25,000平方メート
ル未満のもの

431,000円

615,000円

758,000円

896,000円

え2,000平方メートル以内
のもの

当該部分の床面積の合計
が2,000平方メートルを超
え5,000平方メートル以内
のもの

当該部分の床面積の合計
が5,000平方メートルを超
え10,000平方メートル以
内のもの

当該部分の床面積の合計
が10,000平方メートルを
超え25,000平方メートル
以内のもの

当該部分の床面積の合計
が25,000平方メートルを
超えるもの

(り)
非 住
宅 の
部分

当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以内の
もの

当該部分の床面積の合計
が300平方メートルを超え

56,000円

88,000円

112,000円

140,000円

6,500円

11,000円

				びに 別表 第 3 の 4 の 項 及び 5 の 項に おい て同 じ。 ）に よる 場合	当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートル以上の もの	1,020,000 円
2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料					
都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第55	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該申出に係る建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					
					1,000平方メートル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
	ウ	ア及び			建築物の延べ面積が300平	6,500円

条第 1項 の規 定に 基づ く低 炭素 建築 物新 築等 計画 の変 更の 認定 の申 請に 対す る審 査	(1)	ア 一戸建て住宅		4,100円	イ 以外の建 築物	方メートル以内のもの	
	申請 に併 せて 適合 性確 認機 関が 作成 した 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第54 条第 1項 各号 に掲 げる 基準	イ ア以 外の 建築 物	(ア) 住宅 部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの	8,000円	建築物の延べ面積が300平 方メートルを超え1,000平 方メートル以内のもの	11,000円
				当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	16,700円	建築物の延べ面積が1,000 平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のもの	18,000円
				当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満のもの	37,000円	建築物の延べ面積が2,000 平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの	56,000円
				当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未 満のもの	66,500円	建築物の延べ面積が5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 のもの	88,000円
				当該部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未 満のもの	83,500円	建築物の延べ面積が 10,000平方メートルを超 え25,000平方メートル以 内のもの	112,000円
				当該部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以	103,000円	建築物の延べ面積が 25,000平方メートルを超 えるもの	140,000円

に適合していることを示す書類が提出された場合	(イ) 非住宅部分	上のもの		(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		15,000円	
						誘導仕様基準以外による場合		18,000円	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		イ 共同住宅等	(7) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	15,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円					建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以	132,000円					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000円

			<u>上25,000平方メートル未 満のもの</u>							<u>建築物の総戸数が 101戸以上200戸以 下のもの</u>	<u>184,000円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以 上のもの</u>	<u>165,000円</u>						<u>建築物の総戸数が 201戸以上300戸以 下のもの</u>	<u>241,000円</u>
(2) (1)以 外の 場合	ア 一戸 建て 住宅	誘導 仕様 基準 によ る場 合	<u>当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未満 のもの</u>	<u>14,300円</u>						<u>建築物の総戸数が 301戸以上のもの</u>	<u>278,000円</u>
			<u>当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上 のもの</u>	<u>15,100円</u>							
		仕 様・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合	<u>当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未満 のもの</u>	<u>21,100円</u>						<u>建築物の総戸数が 1戸のもの</u>	<u>18,000円</u>
			<u>当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上 のもの</u>	<u>23,300円</u>						<u>建築物の総戸数が 2戸以上5戸以下 のもの</u>	<u>37,000円</u>
		標 準 計 算 法 に	<u>当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未満 のもの</u>	<u>28,300円</u>						<u>建築物の総戸数が 6戸以上10戸以下 のもの</u>	<u>52,000円</u>
										<u>建築物の総戸数が 11戸以上25戸以下 のもの</u>	<u>74,000円</u>
										<u>建築物の総戸数が 26戸以上50戸以下</u>	<u>108,000円</u>

			よる 場合	当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上 のもの	31,500円						のもの	
		イ ア以外 の建 築 物	(ア) 住宅 部分	誘導 仕様 基準 によ る場 合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	26,800円					建築物の総戸数が 51戸以上100戸以下 のもの	159,000円
					当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	46,500円					建築物の総戸数が 101戸以上200戸以 下のもの	221,000円
					当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	84,800円					建築物の総戸数が 201戸以上300戸以 下のもの	291,000円
					当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上の もの	127,000円					建築物の総戸数が 301戸以上のもの	342,000円
									(イ) 共用 部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以内の もの	57,000円	
										当該部分の床面積の合計 が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の もの	72,000円	
										当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートルを超	96,000円	

仕
様・
計
算
併
用
法
に
よ
る
場
合

当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	<u>42,000円</u>
当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	<u>70,500円</u>
当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	<u>122,000円</u>
当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メー トル未満のもの	<u>179,000円</u>
当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートル以上 25,000平方メー	<u>213,000円</u>

え2,000平方メートル以内
のもの当該部分の床面積の合計
が2,000平方メートルを超
え5,000平方メートル以内
のもの当該部分の床面積の合計
が5,000平方メートルを超
え10,000平方メートル以
内のもの当該部分の床面積の合計
が10,000平方メートルを
超え25,000平方メートル
以内のもの当該部分の床面積の合計
が25,000平方メートルを
超えるもの(ウ)
非 住
宅 の
部 分当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以内の
もの当該部分の床面積の合計
が300平方メートルを超え156,000円205,000円247,000円290,000円123,000円154,000円

[illegible]

		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円			イ以外の建築物	方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円				建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
							建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
							建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
							建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
							建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
	(イ) 非住宅部分	モデル建築物による場合						
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円					
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円					

当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	<u>119,000円</u>
当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	<u>193,000円</u>
当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メー トル未満のもの	<u>253,000円</u>
当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートル以上 25,000平方メー トル未満のもの	<u>304,000円</u>
当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートル以上の	<u>357,000円</u>

					<u>もの</u>	
				<u>標準 入力 法等 によ る場 合</u>	<u>当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の</u>	<u>186,000円</u>
					<u>当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1,000平方メート ル未満のもの</u>	<u>234,000円</u>
					<u>当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの</u>	<u>301,000円</u>
					<u>当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの</u>	<u>430,000円</u>
					<u>当該部分の床面積 の合計が5,000平</u>	<u>531,000円</u>

					<u>方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未満のもの</u>	
					<u>当該部分の床面積</u> <u>の合計が10,000平方メートル以上</u> <u>25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>627,000円</u>
					<u>当該部分の床面積</u> <u>の合計が25,000平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>715,000円</u>

備考

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の1の項(1)ア若しくは(2)ア又は2の項(1)ア若しくは(2)アに掲げる額とする。

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名称及び額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料		
	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額（建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	(1) 一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名称及び額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		
	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）の	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未	128,000円

1 項 た だ し 書 又 は 第 12 条第 2 項 た だ し 書 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 場 合 の 審 査 （ 特 定 建 築 行 為 が 建 築 物 の エ ネ ル ギ	(2) 一 戸 建 て 住 宅 以 外 の 住 宅	当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円
		当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円
		当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円
		当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円
		当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円
		当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円
		当該住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円

1 項 及 び 第 13 条第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ 一 消 費 性 能 適 合 性 判 定	みの場合		満のもの	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
	(2) (1) 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	ア モデル建築物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イに掲げる一次エネルギー	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以	309,000円

一消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する

消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合

上10,000平方メートル未満のもの

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

371,000円

435,000円

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

当該部分の床面積の合計

284,400円

367,100円

523,700円

[illegible]

<u>に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>	<u>書類として市長が定めるものが提出された場合</u>		<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,700円</u>	<u>等に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る</u>		<u>メートル未満のもの</u>	
			<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>119,000円</u>			<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>19,100円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>148,000円</u>			<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>56,400円</u>
		<u>(イ) 非住宅部分</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>11,300円</u>			<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>90,000円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>19,500円</u>			<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>113,000円</u>
							<u>当該部分の床面積の</u>	<u>141,000円</u>

				当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	31,600円	建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定	(2) (1) 以外の非 住宅部分の場合	モ デ ル 建 物 法 に よ る 場 合	合計が25,000平方メ ートル以上のもの	
				当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー トル未満のもの	94,300円				当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満のもの	77,600円
				当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メー トル未満のもの	149,000円				当該部分の床面積の 合計が1,000平方メ ートル以上2,000平 方メートル未満のも の	102,100円
				当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートル以上 25,000平方メー トル未満のもの	188,000円				当該部分の床面積の 合計が2,000平方メ ートル以上5,000平 方メートル未満のも の	165,100円
				当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートル以上の	235,000円				当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートル以上10,000平 方メートル未満のも の	216,000円
									当該部分の床面積の	260,000円

				もの					合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
	(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
			仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
									当該部分の床面積の	453,000円

			<u>2 号ロ (1)</u> <u>若しくは第</u> <u>10条第 2 号</u> <u>ロ (1) の基</u> <u>準により評</u> <u>価する方法</u> <u>又は住宅部</u> <u>分の外皮性</u> <u>能を省令第</u> <u>1 条第 1 項</u> <u>第 2 号イ</u> <u>(1) 若しく</u> <u>は第10条第</u> <u>2 号イ (1)</u> <u>の基準によ</u> <u>り評価し、</u> <u>一次エネル</u> <u>ギー消費量</u> <u>に係る基準</u> <u>への適合を</u> <u>仕様基準若</u> <u>しくは誘導</u> <u>仕様基準に</u> <u>より評価す</u> <u>る方法をい</u>	
--	--	--	---	--

			<u>合計が5,000平方メ</u> <u>ートル以上10,000平</u> <u>方メートル未満のも</u> <u>の</u>	
			<u>当該部分の床面積の</u> <u>合計が10,000平方メ</u> <u>ートル以上25,000平</u> <u>方メートル未満のも</u> <u>の</u>	<u>535,000円</u>
			<u>当該部分の床面積の</u> <u>合計が25,000平方メ</u> <u>ートル以上のもの</u>	<u>610,000円</u>

<u>3</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u>		
<u>建築物の</u> <u>エネルギ</u> <u>ー消費性</u> <u>能の向上</u> <u>等に関す</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、</u> <u>次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に</u> <u>併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35</u> <u>条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建</u> <u>築物について別表第 1 の35の 2 の項に掲げる額（申請に係る計</u> <u>画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合において</u> <u>は当該部分ごとに別表第 1 の18の項に掲げる額の手数を加え</u> <u>た額、建築基準法第87条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含</u> <u>まれる場合においては当該昇降機 1 基について別表第 1 の35の</u> <u>4 又は35の 5 の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する</u>		

			<u>う。以下この項、3の項及び6の項において同じ。）による場合</u>			<u>る法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>	<u>額を加えた額)</u>			
							(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に	ア 一戸建て住宅	5,100円	
			<u>標準計算法（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、3の項及び6の項において同じ。）</u>	<u>当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>40,200円</u>		イ ア以外の建築物	<u>(ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>9,700円</u>
				<u>当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>44,900円</u>			<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>21,000円</u>	
								<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>46,000円</u>	
								<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>81,000円</u>	
								<u>(イ) 非住宅部分</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>9,700円</u>
					<u>当該部分の床面積の</u>			<u>16,700円</u>		

併用法による場合	の			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円		
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円	(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円		誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	当該部分の床面積	354,000円	イ ア以外の建築物	(ア)住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円	

					の合計が25,000平方メートル以上のもの						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
				標準 計算 法に よる 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円				誘導 仕様 基準 以外 による 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
											当該部分の床面積の合計が5,000平方メ	281,000円

					当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートル以上 25,000平方メー トル未満のもの	390,000円						一トール以上のもの	
					当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートル以上の もの	449,000円							
				(イ) 非住 宅部分の用 途が工場等 (工場、危 険物の貯蔵 又は処理に 供するも の、水産物 の増殖場又 は養殖場、 倉庫、卸売 市場及び火 葬場、と畜 場、汚物処 理場、ごみ	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	11,300円				(イ) 非住 宅部 分	モデル建 物法 (一 次エ ネル ギー 消費 量の 算出 に用 いる べき 標準 的な 建築 物及 び省 令第 10条 第1 号イ (1)	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル未満のもの	87,100円
					当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの	19,500円						当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満のもの	110,700円
					当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	31,600円						当該部分の床面積の 合計が1,000平方メ ートル以上2,000平 方メートル未満のも の	145,700円
												当該部分の床面積の 合計が2,000平方メ ートル以上5,000平 方メートル未満のも の	235,700円
												当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートル以上10,000平 方メートル未満のも	309,000円

		焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円
(ウ)	モデル建物法(一)		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円

				の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いる	の	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円

住宅
部分
の場
合

次エ
ネル
ギー
消費
量の
算出
に用
いる
べき
標準
的な
建築
物を
用い
て評
価す
る方
法を
い
う。
3の
項及
び6
の項
にお

当該部分の床面積
の合計が300平方
メートル以上
1,000平方メート
ル未満のもの

129,000円

当該部分の床面積
の合計が1,000平
方メートル以上
2,000平方メート
ル未満のもの

171,000円

当該部分の床面積
の合計が2,000平
方メートル以上
5,000平方メート
ル未満のもの

276,000円

当該部分の床面積
の合計が5,000平
方メートル以上
10,000平方メート
ル未満のもの

361,000円

当該部分の床面積
の合計が10,000平
方メートル以上

434,000円

べき
もの
とし
て国
土交
通大
臣が
定め
る建
築物
を用
いて
評価
する
方法
をい
う。
4の
項に
おい
て同
じ。
）に
よる
場合

[illegible]

				を用いて評価する方法をいう。 3の項及び6の項において同じ。)による場合	方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円
3	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料					
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					

				を用いて評価する方法をいう。 4の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					
建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87					

一消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保	(1) 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に	ア 一戸建て住宅		4,100円
	イ	(7) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円

等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審

条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基	ア 一戸建て住宅		3,700円
イ ア以外の建築物	(7) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
	(4) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円

計画 の変 更に 係る 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定	掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類と して 市長 が定 める もの が提 出さ れた 場合		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円	査 準に 適合 して いる こと を示 す書 類と して 市長 が定 める もの が提 出さ れた 場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メー	22,200円			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円

				トル以上2,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
				当該部分の床面積の合計が	165,000円
	(2)	ア	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円
	(1)以外の場合	一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円
			誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円
		イ	(ア)住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
		ア以外の建築物	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メー	46,000円

				25,000平方メートル以上のもの						合	トル以上2,000平方メートル未満のもの	
	(2) (1) 以外 の場合	ア 二戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円
			仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円					誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
			標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円

				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
										当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	216,000円

イ ア 以外の建築物

(ア) 住宅部分

仕様基準又は誘導仕様基準による場合

(イ) 非住宅部分

モデル建物法による場合

					トル以上のもの						一トル以上10,000平方メートル未満のもの	
				仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
											当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					トル以上5,000平方メートル未満のもの		エネ ルギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 41条 第1 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 に適	手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円		(1)	ア 一戸建て住宅		5,100円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円		申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲	イ ア以外 の建築 物	(ア) 住宅 部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
											当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの				81,000円	
				(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		(イ) 非住宅 部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円		
									当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円		

			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	合している旨の認定の申請に対する審査	げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円

				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円	(2) (1) 以外 の場合	ア 一戸 建て 住宅	性能基準 (省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。) による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円			
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円			
(ウ) (イ) 以外 の非 住宅 部分 の場合	モデル建物 法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円									
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円									
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メー	119,000円									
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メー										
											モデル住	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円

					トル以上2,000 平方メートル未 満のもの				宅法 (省 令第 1条 第1 項第 2号 イ (2) 及び 同号 ロ (2) に定 める 基準 をい う。)に よる 場合	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	19,100円
					当該部分の床面 積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	193,000円					
					当該部分の床面 積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	253,000円					
					当該部分の床面 積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	304,000円					
					当該部分の床面 積の合計が	357,000円			仕様 基準 (省 令第	当該住宅の床面積の合計が 200平方メートル未満のもの	17,700円
										当該住宅の床面積の合計が	19,100円

					25,000平方メートル以上のもの	
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未	430,000円

				1 条 第 1 項 第 2 号 イ (3) 及び 同 号 ロ (3) に 定 める 基 準 を い う。 以 下 こ の 表 に お い て 同 じ。 ） 又 は 誘 導 仕 様 基	200平方メートル以上のもの	
--	--	--	--	---	----------------	--

					満のもの	
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	715,000円
4	建築物のエネルギー	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u>				
		<u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建</u>				

準による場合				
イ・ア以外の建築物	(ア)住宅部分	性能基準（省令第1条第1項第2号）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
		イ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
		(1)及び同号ロ(1)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		又は同項第3号に定める基準をい	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円

一消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の	建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				う。 以下 この 表に おい て同 じ。 ）に よる 場合		
	(1)	ア 一戸建て住宅		5,800円			
	申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1	イ	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,800円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		52,800円	
	ア以外	建築物					
	フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		33,100円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		58,000円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円			
			当該部分の床面積の	157,000円			

申請 に対 する 審査	項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類と して 市長 が定 める もの が提 出さ れた 場合		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円					に定 める 基準 をい う。 以下 この 表に おい て同 じ。)に よる 場合	合計が5,000平方メートル以上のもの	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円							
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円							
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円					仕様 基準 又は 誘導 仕様 基準 によ る場 合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以	19,500円						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
										当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平	104,000円

				<u>上1,000平方メートル未満のもの</u>					<u>方メートル未満のもの</u>	
				<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>31,600円</u>				<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>157,000円</u>
				<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,300円</u>			<u>(イ) 非住宅部分</u> <u>モデル建物法による場合</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>87,100円</u>
				<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>149,000円</u>				<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>110,700円</u>
				<u>当該部分の床面積の合計が</u>					<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>145,700円</u>
				<u>当該部分の床面積の合計が</u>	<u>188,000円</u>				<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>235,700円</u>

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
	(2)	ア	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
	(1)	二戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円					標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
	以外の場合		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
				当該住宅の床面積の合計が200	33,200円						当該部分の床面積の合計が1,000平方メ	367,100円

					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定	していることの証明手数料		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
		仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			19,100円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未	175,000円	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未			56,400円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未		90,000円			

					<u>満のもの</u>		<u>に基 づく 建 築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変 更が 軽微 な変 更に 該当 して いる こと の証 明</u>			<u>の</u>	
					<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>256,000円</u>				<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>113,000円</u>
					<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>304,000円</u>				<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>141,000円</u>
					<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>354,000円</u>		<u>(2) (1)以外の非住宅部分の場合</u>	<u>モデル建物法による場合</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>77,600円</u>
					<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>81,000円</u>				<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>102,100円</u>
			<u>標準計算法による場合</u>		<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>81,000円</u>			<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>165,100円</u>	
					<u>当該部分の床面</u>	<u>135,000円</u>					

					積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				の	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
								標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
									当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円

				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
		(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メー	276,000円
				の	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
備考					
(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合					

				トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	
				当該部分の床面 積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	361,000円
				当該部分の床面 積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	434,000円
				当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	509,000円
			標準入力法 等による場 合	当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル未 満のもの	266,000円

における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項(2)、2の項(2)、5の項(2)イ(イ)又は6の項(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項(2)イ(イ)又は4の項(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定

				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円

により算出した額とする。

- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。
- (5) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が100分の5以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- (7) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円
5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料				
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数を加えた額）に相当する額を加えた額）				
律第	(1)	ア 一戸建て住宅			4,100円
	申請	イ	(ア)	当該部分の床面積の合計が300	8,000円

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

(9) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

(10) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

(11) 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

(12) 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料

31条 第1項の 規定に基 づく建 築物エ ネルギ ー消費 性能向 上計画 の変更 認定の 申請に 対する 審査	に併 せて建 築物の エネルギー 一消費 性能の 向上等 に關する 法律第 30条第 1項各 号に掲 げる基 準に 適合 して いる こと	ア以外 の建 築物	住宅 部分	平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円
		(イ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ	13,800円

料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

	を示す書類として市長が定めるものが提出された場合		<u>一トール未満のもの</u>		
			<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		<u>22,200円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		<u>66,100円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>		<u>104,000円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>		<u>132,000円</u>
			<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>		<u>165,000円</u>
	(2) (1) 以外 の場	ア 二 戸	<u>誘導仕様基準による場合</u>	<u>当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>14,300円</u>

合	建 て 住 宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
	イ	(ア) 誘導仕様基	当該部分の床面積	26,800円

		ア 以 外 の 建 築 物	<u>住宅部分</u>	<u>準による場合</u>	<u>積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	
					<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>46,500円</u>
					<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>84,800円</u>
					<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>127,000円</u>
			<u>仕様・計算併用法による場合</u>		<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>42,000円</u>

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

70,500円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

122,000円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

179,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

213,000円

				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	248,000円
			標準計算法 による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	231,000円

				トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	
				当該部分の床面 積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	273,000円
				当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	314,000円
		(イ) 非住 宅部 分	モデル建物 法による場 合	当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル未 満のもの	71,600円
				当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル以 上1,000平方メ ートル未満のも の	91,100円

当該部分の床面
積の合計が
1,000平方メー
トル以上2,000
平方メートル未
満のもの

119,000円

当該部分の床面
積の合計が
2,000平方メー
トル以上5,000
平方メートル未
満のもの

193,000円

当該部分の床面
積の合計が
5,000平方メー
トル以上10,000
平方メートル未
満のもの

253,000円

当該部分の床面
積の合計が
10,000平方メー
トル以上25,000
平方メートル未
満のもの

304,000円

				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	357,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メー	430,000円

					<u>トル以上5,000 平方メートル未 満のもの</u>	
					<u>当該部分の床面 積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>531,000円</u>
					<u>当該部分の床面 積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>627,000円</u>
					<u>当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの</u>	<u>715,000円</u>
6	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更</u> に該当					
建築物の	<u>していることの証明手数料</u>					
	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更</u> に該当					

エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の	当していることの証明手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更	ア 一戸建て住宅		4,100円
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
	に該当していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	66,500円

変更が軽微な変更
に該当している
ことの証明

平方メートル未
満のもの

当該部分の床面
積の合計が
10,000平方メー
トル以上25,000
平方メートル未
満のもの

83,500円

当該部分の床面
積の合計が
25,000平方メー
トル以上のもの

103,000円

(イ) 非住
宅部分

当該部分の床面
積の合計が300
平方メートル未
満のもの

8,000円

当該部分の床面
積の合計が300
平方メートル以
上1,000平方メ
ートル未満のも
の

13,800円

当該部分の床面積の合計が
1,000平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの

22,200円

当該部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000
平方メートル未満のもの

66,100円

当該部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000
平方メートル未満のもの

104,000円

当該部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000
平方メートル未満のもの

132,000円

				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
(2) (1) 以外の場合	ア 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
		標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200	28,300円	

					平方メートル未 満のもの	
					当該住宅の床面 積の合計が200 平方メートル以 上のもの	31,500円
					当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル未 満のもの	26,800円
					当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の	46,500円
					当該部分の床面 積の合計が 2,000平方メー ートル以上5,000 平方メートル未 満のもの	84,800円
		イ ア以 外の 建築 物	(7) 住宅 部分	仕様 基準 又は 誘導 仕様 基準 によ る場 合		

				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			仕様・ 計算 併用 法に よる 場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メー	179,000円

				<u>トル以上10,000 平方メートル未 満のもの</u>	
				<u>当該部分の床面 積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>213,000円</u>
				<u>当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの</u>	<u>248,000円</u>
			標準 計算 法に よる 場合	<u>当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル未 満のもの</u>	<u>56,800円</u>
				<u>当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のも の</u>	<u>94,600円</u>

			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
			当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
			当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	314,000円
		(イ) 非住	当該部分の床面積	8,000円

<u>宅部分の用途が工場等のみの場合</u>	<u>積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	
	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>13,800円</u>
	<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>22,200円</u>
	<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>66,100円</u>
	<u>当該部分の床面積の合計が</u>	<u>104,000円</u>

				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
		(ウ) (イ) 以外 の非 住宅 部分 の場 合	モデル 建物 法に よる 場 合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円

					の	
					当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>119,000円</u>
					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>193,000円</u>
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>253,000円</u>
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000	<u>304,000円</u>

					平方メートル未 満のもの	
					当該部分の床面 積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	357,000円
				標準 入力 法等 によ る場 合	当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル未 満のもの	186,000円
					当該部分の床面 積の合計が300 平方メートル以 上1,000平方メ ートル未満のも の	234,000円
					当該部分の床面 積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のもの	301,000円

				当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 430,000円	
				当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円	
				当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円	
				当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 715,000円	
備考					
(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネル					

ギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の2の項(2)イ(ウ)、3の項(2)イ(ウ)又は6の項(2)イ(ウ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- (2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の4の項(2)イ(イ)又は5の項(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評

価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の3の項(1)の規定により算出した額とする。
- (5) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- (7) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部

分の場合により算出した額とする。

- (8) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の4の項の規定により算出した額とする。
- (10) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
- (11) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- (12) 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住

戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の2の項(1)ア若しくは(2)ア、3の項(1)ア若しくは(2)ア、4の項(1)ア若しくは(2)ア、5の項(1)ア若しくは(2)ア又は6の項(1)ア若しくは(2)アに掲げる額とする。

(13) 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の2の項(2)イ(イ)、3の項(2)イ(イ)又は6の項(2)イ(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号及び第3号の改正規定は、同年7月1日から施行する。